五　特定代表者及びその親族（当該中小企業者の株式等を有する親族に限る。）の戸籍謄本等又は特定代表者の法定相続情報一覧図	五　特定代表者及びその親族（当該中小企業者の株式等を有する親族に限る。）の戸籍謄本等
六～八　［略］	六～八　［略］
4　第一項の確認（同項第三号の事由に係るものに限る。）を受けようとする個人である中小企業者は、令和六年三月三十一日までに、様式第二十一の三による申請書に、当該申請書の写し一通、第十七条第一項第三号の確認を受ける日の属する年の前年における先代事業者の青色申告書、所得税法第百四十九条の規定により青色申告書に添附する貸借対照表及び損益計算書その他の明細書の写し及び第一項の確認の参考となる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。	4　第一項の確認（同項第三号の事由に係るものに限る。）を受けようとする個人である中小企業者は、平成三十六年三月三十一日までに、様式第二十一の三による申請書に、当該申請書の写し一通、第十七条第一項第三号の確認を受ける日の属する年の前年における先代事業者の青色申告書、所得税法第百四十九条の規定により青色申告書に添附する貸借対照表及び損益計算書その他の明細書の写し及び第一項の確認の参考となる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。
5・6　［略］	5・6　［略］
第十八条　［略］	**第十八条**　［略］
1～4　［略］	1～4　［略］
5　前条第二項の規定は、第一項及び第二項の申請について準用する。この場合において、前条第四項中「令和五年三月三十一日までに、様式第二十一の三による申請書に」とあるのは「様式第二十四による申請書に」と読み替えるものとする。	5　前条第二項の規定は、第一項及び第二項の申請について準用する。この場合において、前条第二項中「平成三十五年三月三十一日までに、様式第二十一による申請書に」とあるのは「様式第二十四による申請書に」と読み替えるものとする。
6～8　［略］	6～8　［略］
9　前条第四項の規定は、第七項及び第八項の申請について準用する。この場合において、前条第四項中「令和六年三月三十一日までに、様式第二十一の三による申請書に」とあるのは「様式第二十四の三による申請書に」と読み替えるものとする。	9　前条第四項の規定は、第七項及び第八項の申請について準用する。この場合において、前条第四項中「様式第二十一の三」とあるのは「様式第二十四の三」と読み替えるものとする。
10・11　［略］	10・11　［略］
第十九条～第二十一条　［略］	**第十九条～第二十一条**　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

様式第１を次のように改め、同様式の次に様式第１の二を加える。

様式第１

遺留分に関する民法の特例に係る確認申請書

年　　月　　日

経済産業大臣　　殿

郵便番号
住　　所
氏　　名　　印
電話番号

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第７条第１項の確認を受けたいので、別紙その他の必要書類を添えて申請します。

（備考）

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２　記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。

３　法第７条第３項各号に掲げる書類各１通並びに申請書（別紙を含む。）の写し及び法第７条第３項第１号の書面の写し各２通を添付する。